（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第三条　前条の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表規則九―一四四（平成三十年四月一日における号俸の調整）の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律及び国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一―五〇（郵政民営化法等の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―五〇―二

人事院規則一―五〇（郵政民営化法等の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―五〇（郵政民営化法等の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			
人事管理文書の区分	基準日	保存期間	
（略）	（略）	（略）	
規則九―一二一（広域異動手当）	第八条第二項の住居等を明らかにする書類	確認に係る要件を具備しなくなった日	五年
（略）	（略）	（略）	
三～二十　（略）			
備考			
一～三　（略）			

改正前			
人事管理文書の区分	基準日	保存期間	
（略）	（略）	（略）	
規則九―一二一（広域異動手当）	第八条第二項の住居等を明らかにする書類	確認に係る要件を具備しなくなった日	五年
規則九―一四四（平成三十年四月一日における号俸の調整）	第三条第八号及び第四条の承認に関する文書等	取得の日	五年
三～二十　（略）			
備考			
一～三　（略）			

附　則

（人事院規則九―四〇の一部改正に伴う経過措置）

第四条　（略）

2　旧公社の職員として在職していた者であって、施行日において引き続き日本郵政株式会社、郵政民営化法第百七十六条の三の規定による合併により解散した郵便事業株式会社（附則第十三条において「旧郵便事業株式会社」という。）若しくは郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）第三条の規定による改正前の郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第一条の郵便局株式会社（附則第十三条において「旧郵便局株式会社」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。）又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十一号）による改正前の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第二条の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（附則第十三条において「旧独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」という。）に使用される者（常時勤務に服することを要しない者

附　則

（人事院規則九―四〇の一部改正に伴う経過措置）

第四条　（同上）

2　旧公社の職員として在職していた者であって、施行日において引き続き日本郵政株式会社、郵政民営化法第百七十六条の三の規定による合併により解散した郵便事業株式会社（附則第十三条において「旧郵便事業株式会社」という。）若しくは郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）第三条の規定による改正前の郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第一条の郵便局株式会社（附則第十三条において「旧郵便局株式会社」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。）又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。）となり、これらの者又は日本郵便株式会社に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。）（以下この項において「日本郵政株式会社等の職員等」という。）として在職した後引き続き給与法の適用を受ける職員となったものの給与法第十九条の五及び第十九条の